


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小 俣 学		
件 名	令和3年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱				
	について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則 (昭和42年規則第6号)			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>令和3年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱を制定する。</p> <p>(1) 主な改正点 「年度」を改めるものである。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p>					
2. 影響及び効果					
本要綱を制定することにより、適切な事務処理ができる。					
3. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>令和2年度実績 (当初予算額 3,847千円)</p> <p>7団体 特定非営利活動法人東大和市体育協会、東大和市文化協会 ボーイスカウト東大和育成会、東大和市公立小中学校PTA 連合協議会 東大和文庫連絡会、東大和市合唱連盟、東大和市音楽連盟</p>					
4. 留意事項 (問題点等)					
5. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議終了後、速やかに事務手続きを進めたい。					
6. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。